

# 宇部市商業活性化事業費補助金 実施要領

## <募集受付期間>

令和8年4月1日（水）～ 令和9年3月31日（水）

※予算額に達した場合は締め切ります

## <受付・問合せ先>

宇部市 産業経済部 産業政策課

〒755-8601

宇部市常盤町一丁目7番1号

TEL 0836-34-8355

## 1 趣旨

本事業では、宇部市中心市街地活性化基本計画(令和2年3月)に定める区域(以下、「中心市街地」という。)内における既存店舗の改修またはファサード整備(原則、道路や広場に面している、建築物の正面の整備)(以下、「改修等」という。)に対する支援および市内商店街共同施設整備に対する支援を実施することにより、市内商業機能の拡充を図ります。

また、イベント創出補助金では、市民の憩いの場、にぎわいの場づくりのために、イベントを実施する商店街等を支援し、元気な商店街づくりを目指します。

## 2 補助対象事業者

- (1) 店舗改修補助金  
中心市街地内で商業活動を行っている事業者
- (2) 商店街共同施設整備補助金  
本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織
- (3) イベント創出補助金  
本市に主たる事務所及び活動拠点を有する商店街組織又は本市に主たる事務所及び活動拠点を有するNPO法人、事業者団体等(規約等により代表者が存在し、会計管理が適切になされている任意団体を含む。)で、市内商店街組織と連携して第4条第3号に規定するイベントを実施する者

## 3 補助対象事業

補助の対象となる事業は、次のいずれかに該当する事業で、交付決定日以降に着手し、当該年度の末日までに完了する事業とします。ただし、国・県その他の公的機関から補助金等の交付を受ける事業は補助対象外とします。

- (1) 店舗改修補助金  
補助対象事業者が所有又は借用している店舗で、交付申請時までの1年間以上、継続して営業を行い、かつ、当該店舗の改修等であって、来客数・売上等の増加が見込まれる具体的な計画を作成している事業とする。ただし、過去5年度以内に本市の補助制度により当該店舗の改修をしている場合は補助対象外とする。
- (2) 商店街共同施設整備補助金  
商店街の利便性や快適性の向上、商店街のコミュニティ活動の促進及び安全確保を図るため、市内商店街組織が実施する商店街共同施設整備事業とする。
- (3) イベント創出補助金  
市内商店街組織又は一定の範囲内に存する複数店舗(おおむね10店舗以上)による一般消費者を対象とした賑わい創出イベント開催事業とする。

#### 4 補助率及び補助額

補助金区分	補助率	補助上限額
店舗改修補助金	補助対象経費の 1/2 以内	500 千円
商店街共同施設整備補助金	補助対象経費の 1/2 以内	500 千円
イベント創出補助金	補助対象経費の 1/2 以内	300 千円

※1 千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とします。

※2 店舗改修補助金・イベント創出補助金の交付については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 1 回まで、商店街共同施設整備補助金の交付については、1 補助対象事業者当たり 1 年度 2 回までとします。

#### 5 補助対象経費

1 補助対象経費は次のとおりとする。

補助金区分	対象となる経費
店舗改修補助金	当該店舗の改修等に要した経費。ただし、改修工事は市内に事業所を有する法人又は個人が行ったもののみを対象とし、補助対象事業者自らが原材料を購入し施工したものや、エアコン及び冷蔵庫等の備品購入費は対象外とする。
商店街共同施設整備補助金	施設の新設・更新に要する経費（土地の購入費、造成費、賃借料は対象外） 既存施設の撤去に要する経費 施設の維持管理等に要する経費（法定点検以外の点検費用を含む）
イベント創出補助金	イベント開催にかかる経費（ただし、景品代、会議開催経費、食糧費及び汎用性のある備品購入費は対象外）

2 補助対象外経費は次のとおりとする。

補助金区分	対象外となる経費
店舗改修補助金、商店街共同施設整備補助金、イベント創出補助金の全てに適用	補助金の交付決定日前に発注し、購入し、若しくは契約し、又は補助事業の期間終了後に納品、検収等を実施したもの
	公租公課（消費税及び地方消費税等）
	国、県等の他の補助金、助成金が充当される経費
	国、県等の事業により、経費が負担軽減されるなど実質的に支援の対象となる経費
	1 の表中で示した対象外経費
	上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上不相当と認められる経費

## 6 申請書の提出

(1) 提出書類 原則A4版

※証明書等はコピーの提出可。

※必要な書類が揃っていない場合は受付ができません。

### 【店舗改修補助金】

名称	備考
宇部市商業活性化事業費補助金交付申請書【様式第1号】、別紙（様式第1号関連）	
店舗の位置を示す図面	
登記簿の写し（所有物件の場合）・賃貸借契約書の写し（借用物件の場合）	賃貸の場合は貸主の承諾を事前に得ること
改修等前後の見取り図	
改修等前店舗写真	
工事等見積書	市内業者に限る
確定申告書の写し（1期分）（個人事業者の場合）・履歴事項全部証明書（法人の場合）	履歴事項全部証明書は発行から3か月以内のもの
納税証明書（滞納がないことの証明）	発行から3か月以内のもの

### 【商店街共同施設整備補助金】

名称	備考
宇部市商業活性化事業費補助金交付申請書【様式第1号】、別紙（様式第1号関連）	
整備箇所を示す図面	
整備前の写真	
工事等見積書	市内業者に限る

### 【イベント創出補助金】

名称	備考
宇部市商業活性化事業費補助金交付申請書【様式第1号】、別紙（様式第1号関連）	
イベント実施場所の位置図	
実施するイベントに係る参考資料	イベントのチラシ等
イベント実施における商店街会員等の参加状況資料	
イベント実施者が任意団体の場合は、組織の運営に関する規則（会則等）の写し	

※必要に応じて追加書類の提出を求める場合があります。

(2) 提出方法 持参又は郵送（メールでの申請も可能）

※メール送信後、産業政策課へ到着確認の電話をお願いします。

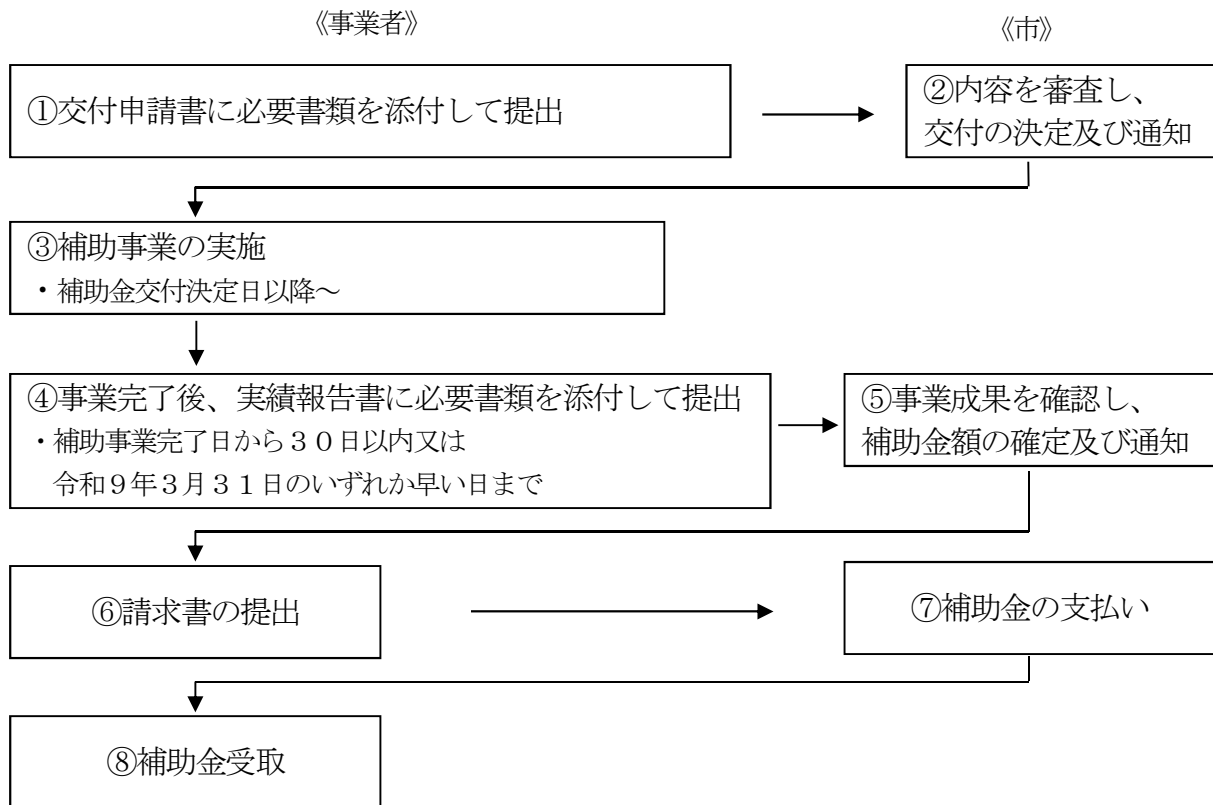
(3) 提出先 〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号 宇部市産業政策課

※持参の場合は、土日祝日を除く9:00～12:00、13:00～16:30の間に受け付けます。

※提出のあった申請書等は返却いたしません。

※申請に係る費用は申請者が負担するものとします。

## 7 スケジュール



## 8 留意事項(必ずお読みください)

- (1) 補助金は、補助事業完了後に実績報告書を提出していただいた後に交付しますので、補助金が支払われるまでの間、事業に係る費用を立て替えて支払う必要があります。実績報告書は、事業完了後30日以内又は令和9年3月31日のいずれか早い日までに提出してください。
- (2) 交付決定を受けた後に内容を変更しようとする場合、又は事業を中止しようとする場合は、事前に市の承認を得てください。
- (3) 虚偽の申請若しくは報告又は不正行為により補助金の交付を受けたときなど、補助金を返還していただきます。
- (4) 補助事業に係る経理書類は、補助金の交付後5年間保存してください。
- (5) 補助金申請を行っても、対象要件を満たしていない場合は、不交付となる場合がありますのでご了承ください。なお、不交付となった場合でも、申請書提出時に要した諸費用や契約解除に伴う違約金等につきましては、申請者の負担となりますので、ご了承ください。
- (6) 補助金交付に関して次に掲げるものが公表されます。
  - ・補助事業者の名称及び所在地
  - ・補助事業の名称及び事業概要
  - ・補助事業に係る補助金

## 9 担当部署

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

宇部市 産業経済部 産業政策課

TEL 0836-34-8355 メールアドレス syoukou@city.ube.yamaguchi.jp